農業委員会議事録

平成28年9月9日 16時00分 2階 第2合議案

									2 🛭	皆 第2	2 会議3	È
出	席	委	員	1 3 2	名							
委	員出	席者	会長	1番	岩隈	和重、	会長	職務何	弋理者	2番	落石	廣孝
			委員	3番	三舩	守人		4番	 舩越	多真构	支	
				5番	森 🦠	秀司		6番	冨永	晃		
				7番	落石	好紀		8番	栗原	信夫		
				9番	井浦	秀子	1	0番	吉村	泰行		
				11番	中野	正敏	1	2番	阿部	繁隆		
				13番	副田	秀次						
委	 員欠	席者		なし								
事	 務局	出席者	· 笠	牛、森、i	 事野							
議		題										
事務	局			礼、ご着 月の農業			開会いる	たしま	す。			
会	長	会:	長あいさ	つ								
		2 1	番委員、	3番委員	議事録	押印者的	壬命					
				事に入ら 請書につ								
事 務	局	土地の調東図まれる。	の所在、 耕作者○ 区 0 0 m 5 0 0 m 、 農地 、 農地	き〇〇振の記得とく、譲画地し件える。	計 会 子 会 用 ない 満 た て ま す し れ り ま た し れ り ま た し た し た し た し た し た し た し た し た し た	き、〇㎡ 「〇〇、 ごす。 2 こす。 3 こ。本案	に氏頁頁件、つ名をには農	て○開況権を	一。所有のかいのからいかいできる。	育者住所 対容、 ○ か。 対象 亢空写真 たる ○ さ	斤○○、 ○○、 を位置に 『を、 4 ぶんは ほんは	氏名〇 『市計画 は〇〇の 上頁に字 農業を営

会

長

地元委員から説明お願いします。

○番委員

○○での○○の為、特に問題ありません。

会 長

他に意見は?意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということで可決されました。次の議題にはいります。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況山林、面積〇〇㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。転用〇〇の為。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。外〇筆、合計〇〇㎡についてです。6頁をお開きください。位置図になります。既存の〇〇のすぐ東側となります。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に字図、9頁に計画図を添付しております。隣地境界は、既存の〇〇を活用し、近隣に影響が出ないように計画しています。開発地内の雨水等についても、場内側溝で集水し、調整池に集めてから、既存河川へ放流する計画となっています。申請地は、〇〇㎡で、山林で囲まれた、10~クタール未満の小規模で集団性の低い、農用地区域外の農地である為、第2種農地と判断されます。また、〇〇という転申請の性質上、本案件に適した土地は申請地しかないため、やむを得ないと判断します。加えて、地域農業への影響もほとんどありませんので、許可できると考えられます。以上で説明を終わります。

会 長

地元委員から説明があればお願いします。

○番委員

特に問題はありません。

○番委員

農用地で○○はできるのか?

事務局

○○に関わらず、農用地であれば、一旦農用地の除外手続きが必要です。 その後転用届けとなりますが、除外手続きの過程の中で、転用が出来る見込みがあることが許可基準である為、転用見込みがなければ除外できません。 許可については、個別事例によって違いますが、許可要件を満たすことができれば、転用できます。

会 長

他に意見は?意見がなければ、農地法5条の規定による許可申請について 決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員举手)

全員賛成ということで可決されました。次の議題にはいります。

事務局

第3号議案、非農地証明について説明します。

土地の所在○○、地目台帳畑、現況宅地、面積○○㎡。所有者住所、○○。 氏名○○。証明の根拠となる事由、昭和58年から20年以上○○として使用され、○○されている為。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。外○ 筆、合計○○㎡についてです。11頁をお開きください。位置図になります。 ○○から北側100mとなります。12頁に現況のわかる航空写真を、13 頁に字図を添付しております。既に住○○として使用されています。今回、市街化区域以外での非農地証明である為、農業委員会にお諮りしています。 本案件は、20年以上農地以外での利用をされており特に問題ありません。 以上で説明を終わります。

○番委員

昭和58年に○○が出来ているのか?

事務局

それ以前から建物があることを確認しています。○○されたのが昭和58年からとなっています。

会 長

他に意見は?意見がなければ、非農地の証明を行います。 次の議題について事務局から説明があります。

事務局

申し訳ありませんが、事前に議題をあげておくべき案件ですが、県との協議等の関係で、時間がなかった為、急遽、議題として審議いただきたい案件があります。よろしくお願いします。

○番委員事務局

4号議案と言うことで良いか?

よろしくお願いします。4号議案、農用地除外についての意見照会についてです。別紙資料をご覧ください。場所につきましては、○○地内となります。農用地が○○㎡あり、農用地の除外をした後に、農地転用を行い、○○を建設する流れとなります。これについては、公共事業ということで、転用は可能です。農用地から除外しても問題ありません。

会 長

何か意見はありませんか? 意見がなければ、4号議案について、賛成の 方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

全員賛成ということで可決されました。報告事項にはいります。

事 務 局

報告案件①農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届について。 14頁をお開きください。番号1 土地の所在 〇〇。地目 台帳 田、現況 雑種地。面積 〇〇㎡。所有者住所、氏名、転用届出者所有者に同じ。転用目的 〇〇の為。都市計画、市街化区域。農振計画、区域外。合計〇〇㎡についてです。15頁をお開きください。場所は、〇〇付近です。16頁に航空写真を添付しています。17頁に参考字図を添付しています。18頁が計画図となります。進入口を町道側に設けてあります。〇〇については協議済みです。

引き続き、報告案件②-1農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について説明します。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積〇〇㎡。所有者住所、〇〇、氏名〇〇。転用届出者、住所〇〇。氏名〇〇。転用目的、〇〇の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。合計〇〇㎡についてです。20頁をお開きください。位置図になります。〇〇から北東側700mとなります。21頁に現況のわかる航空写真を、22頁に字図を添付しております。〇〇として全体の開発区域を紫で、農地部分を赤線で囲んでいます23頁に計画図を添付しています。新設道路、公園を整備し、〇〇を造成します。敷地内での切り土、盛り土を行い、雨水は集水して道路側溝に集め、〇川へ放流します。

続けて報告します。報告案件②-2農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について説明します。土地の所在、○○。地目台帳畑、現況畑、面積○○㎡。所有者住所、○○。氏名○○。転用届出者、住所、○○。氏名、○○。転用目的、○○。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。合計○

㎡についてです。 25 頁をお開きください。位置図になります。 $\bigcirc\bigcirc$ から東側 500 m となります。 26 頁に現況のわかる航空写真を、 27 頁に字図を添付しております。 28 頁に計画図を添付しています。 町道との境界及び隣地境界については \bigcirc B ブロック、東側町道に、雨水、汚水を排出する計画となっています。

29頁をお開きください。引き続き、報告案件②-③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について説明します。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況雑種地、面積〇〇㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。転用届出者、〇〇。氏名〇〇。転用目的、〇〇の為。都市計画、市街化区域。農振計画、区域外。合計〇〇㎡についてです。30頁をお開きください。位置図になります。〇〇から北側100mとなります。31頁に現況のわかる航空写真を、32頁に字図を添付しております。33頁に計画図を添付しています。申請地を赤で囲んでいます。開発区域全体を黄色で示しています。雨水については集水して町道側溝へ、汚水については町道公共下水道に排出する計画となっています。近隣に農地がありませんので、影響はありません。

会 長

報告事項について、何か意見はありませんか?ないようですので、その他 の項目にうつります。事務局説明願います。

事務局

その他の説明を行います。

農業委員報酬について説明。

農業委員会研修について説明

会 長

他に何か意見はありませんか?ないようでしたら次回は、10月7日(金)、午後13時30分から開催します。これをもちまして9月の農業委員会総会を閉会します。

事務局

|全員起立、礼、お疲れ様でした。

以上16:51